

4. 前項に基づく会社の解除権は、会社が第1項第(1)号から第(5)号までの事実を知った日から30日以内に行使しないときは消滅します。

(保険契約の無効)

第8条 保険契約締結の当時、次の事実があったときは、保険契約は無効とします。
(1)他人のために保険契約を締結する場合において、保険契約者が、その旨を保険契約申込書に明記しなかったとき
(2)保険契約者または被保険者が、すでにこの保険契約によって保険金の支払事由に該当する損害が生じ、またはその原因が発生していたことを知っていたとき
2. 保険期間の初日の前日までに保険料が払い込まなかったときは、保険契約は無効とします。

(保険契約の失効)

第9条 保険契約締結の後、第3条（保険金を支払う場合）に掲げる事故以外の事由により保険の目的の全部が滅失した場合には、その事実が発生した時に、保険契約はその効力を失います。

(クーリングオフ)

第10条 保険契約の申込人または保険契約者は、申込日またはクーリングオフに関する事項を記載した書面を受領した日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、会社の本社宛に郵便にて発信した書面によりクーリングオフを行うことができます。クーリングオフを請求した場合には、会社および代理店はクーリングオフによる損害賠償または違約金を請求しません。

(保険契約者による保険契約の解約)

第11条 保険契約者は、会社に対する書面による通知をもって、将来に向かって保険契約を解約することができます。

(会社による保険契約の解除)

第12条 会社は、次の各号に掲げる事由によるときには、将来に向かって保険契約を解除することができます。
(1)保険契約者または被保険者が保険金を詐取る目的もしくは他人に保険金を詐取させる目的で故意に事故を起こしたときまたは起こうとしたとき
(2)保険金の請求行為に関し、被保険者が詐欺行為を行ったときまたは行おうとしたとき
2. 前項において、会社は、会社が保険金を支払うべき損害またはその原因の発生の有無を問わず保険契約を解除することができます。この場合には会社は保険金を支払いません。また、すでに保険金を支払っていたときには、その全額について返還請求することができます。
3. 本条における会社の解除権は、会社が第1項の事実を知った日から30日以内に行使しないときは消滅します。

(保険料の返還または請求・告知事項の承認の場合)

第13条 第6条（告知義務）第3項第(3)号の承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
2. 第7条（通知義務）第1項の承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
3. 第1項または前項による会社の保険料の請求に対し、保険契約者がその支払を怠ったときは、会社は、当該保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、支払うべき保険金の額から当該保険料に相当する額を差し引いて保険金を支払うものとします。

(保険料の返還－保険契約の無効または失効の場合)

第14条 保険契約が無効または失効の場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、会社は、保険料を返還しません。
2. 保険契約が無効の場合において、保険契約者に故意および重大な過失がなかったときは、会社は、保険料の全額を返還します。
3. 保険契約が失効の場合において、保険契約者に故意および重大な過失がなかったときは、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
4. 保険期間が1年を超える保険契約の無効または失効の場合には、会社がこれを知った日の属する契約年度に対する保険料については、前3項の規定によることとし、その後の年度に対する保険料については、会社は、その全額を返還します。

(保険料の返還－保険契約の解除または解約の場合)

第15条 第6条（告知義務）第1項または第12条（会社による保険契約の解除）の規定により会社が保険契約を解除した場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、会社は、保険料を返還しません。
2. 第6条（告知義務）第1項または第12条（会社による保険契約の解除）の規定により会社が保険契約を解除した場合において、保険契約者に故意および重大な過失がなかったときは、会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
3. 第7条（通知義務）第3項の規定により、会社が保険契約を解除したときは、会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
4. 保険期間が1年を超える保険契約の解除の場合には、その解除のあった日の属する契約年度に対する保険料については、前3項の規定によることとし、その後の年度に対する保険料については、会社は、その全額を返還します。
5. 第11条（保険契約者による保険契約の解約）の規定により保険契約を解約したときは、会社は、未経過月数^{注1}に対応する保険料を別表（解約返戻金額表）に基づき返還します。

注1：未経過月数／1か月に満たない期間は1か月としません。

(保険料の返還－クーリングオフの場合)

第16条 第10条（クーリングオフ）の規定により保険契約の申込人または保険契約者がクーリングオフをしたときは、会社は、保険料の全額を返還します。

(損害発生の場合の手続)

第17条 保険契約者または被保険者は、会社が保険金を支払うべき損害が生じたことを知ったときは、これを会社に遅滞なく通知し、かつ、損害見積書に会社の要求するその他の書類を添えて、損害の発生を通知した日から30日以内に会社に提出しなければなりません。
2. 保険の目的について損害が生じたときは、会社は、事故が生じた建物もしくは構内を調査し、またはそれらに収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査しもしくは一時他に移転することができます。

3. 保険契約者または被保険者が、正当な理由がないのに第1項の規定に違反したときまたは提出書類につき知っている事実を表示せず、もしくは不実の表示をしたとき^{注1}は、会社は、保険金を支払いません。

注1：不実の表示をしたとき／改ざんを含みます。

(損害防止義務)

第18条 保険契約者または被保険者は、第3条（保険金を支払う場合）の事故が生じたときは、損害の防止または軽減に努めなければなりません。
2. 保険契約者および被保険者が故意または重大な過失によって前項の義務を履行しなかったときは、会社は、損害の額から防止または軽減することができたと認められる額を差し引いた残額を損害の額とみなします。

(評価人および裁定人)

第19条 再調達価額または損害の額について、会社と保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者との間に争いを生じたときは、その争いは当事者双方が書面によって選定する各1名ずつの評価人の判断にまかせます。もし、評価人の間で意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する1名の裁定人がこれを裁定するものとします。
2. 当事者は、自己の選定した評価人の費用^{注1}を各自負担し、その他の費用^{注2}については、半額ずつ負担するものとします。
注1：評価人の費用／報酬を含みます。
注2：その他の費用／裁定人に対する報酬を含みます。

(代 位)

第20条 会社が保険金を支払ったときは、会社は、その支払った保険金の額を限度として、かつ、被保険者の権利を害さない範囲内で、被保険者がその損害につき第三者^{注1}に対して有する権利を代位取得します。
2. 保険契約者および被保険者は、会社が取得する前項の権利の保全および行使ならびにそのために会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、会社の負担とします。
注1：第三者／他人のためにする保険契約の場合の保険契約者を含みます。

(保険金の支払時期)

第21条 会社は、保険契約者または被保険者が第17条（損害発生の場合の手続）の規定による手続をした日から30日以内に、保険金を支払います。ただし、会社が、この期間内に必要な調査を終えることができないときは、保険契約者または被保険者にその旨を通知し、必要な調査を終えた後、遅滞なく、保険金を支払います。

(保険金支払後の保険金額)

第22条 会社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。

(保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額)

第23条 会社は、保険金の支払額がこの保険の計算の基礎に特に著しい影響を及ぼすと認めた場合には、会社の定めるところにより、保険期間中に保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
2. 前項の規定により保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うときには、会社の定める日（以下この条において「変更日」といいます。）の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3. 前項の通知を受けた保険契約者は、変更日の1か月前までに次に定めるいずれかの方法を指定してください。
(1)会社の通知した内容で保険契約を変更する方法
(2)変更日の前日に保険契約を解約する方法
4. 前項の指定がなされないまま変更日が到来したときは、保険契約者より前項第(1)号の方法が指定されたものとみなします。
5. 第3項第(1)号で保険料が増額となるとときは、保険契約者は会社の定める日までに追加保険料を払い込まなければなりません。
6. 本条の規定により保険契約を変更日の前日に解約する場合には、会社は、第15条（保険料の返還－保険契約の解除または解約の場合）の規定にかかわらず、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(保険契約の継続)

第24条 保険期間が終了し、保険契約者が保険契約を引き続き締結しようとする場合には、保険期間の末日までに保険料を払い込むことによって保険契約を継続することができます。
2. 前項に基づき保険契約を継続しようとする場合は、保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者はこれを会社に告げなければなりません。この場合の告知については、第6条（告知義務）の規定を適用します。
3. 保険契約の継続の場合には、新たに保険証券を発行せず、従前の保険証券と保険契約継続証とをもってこれに代えることができるものとします。

(継続時の保険料の増額または保険金額の減額等)

第25条 会社は、保険金の支払額がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと認めた場合には、会社の定めるところにより、保険契約の継続時に保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
2. 前項の規定により継続時に保険契約の保険料その他の契約内容の見直しを行うときには、保険契約を継続しようとする保険契約者に対し保険契約の保険期間の末日の1か月前までにその旨を通知します。
3. 第1項および前項の規定にかかわらず、大規模の災害等の発生によりこの保険が不採算となり継続契約の引受が困難になった場合には、保険契約の継続を引き受けないことがあります。

(共済契約の取扱)

第26条 第6条（告知義務）第4項または第7条（通知義務）第1項第(4)号の適用については、共済契約を保険契約とみなします。

(管轄の合意)

第27条 この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、当会社の本社の所在地または保険金を受け取るべき者^{注1}の住所地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所をもつて、合意による管轄裁判所とします。
注1：保険金を受け取るべき者／保険金を受け取るべき者が2人以上いるときは、その代表者となります。

(準拠法)

第28条 この普通約款に規定のない事項については、日本国の法令によることとします。

家財 特別約款

(保険の目的の範囲)

第1条 この特別約款における保険の目的は次のとおりとします。

	保険の目的	(1)借用住宅 ^{注1} に収容され、かつ被保険者本人または被保険者と生計を共にする親族が所有する家財 (2)借用住宅 ^{注1} の付属物 ^{注2} のうち、専ら職務の用に供されるものを除き、被保険者本人または被保険者と生計を共にする親族が所有するもの
	保険の目的に含まないもの	(1)自動車 ^{注3} (2)通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物 ただし、通貨、預貯金証書についての盗難による損害が生じたときは、これを保険の目的として取り扱います。 (3)貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の時価額が30万円を超えるもの (4)稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物 (5)商品、営業用什器・備品その他これらに類する物

注1：借用住宅／同一の敷地内に所在する物置、車庫その他の付属建物を含み、専ら職務の用に供されている部分がある場合はその部分を除きます。

注2：付属物／畳、建具その他の従物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備をいいます。

注3：自動車／自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車^{注4}を除きます。

注4：原動機付自転車／総排気量が125cc以下のものをいいます。

(保険金を支払う場合)

第2条 会社は、この特別約款および普通約款により支払う保険金は次のとおりとします。

保険金の種類	支払事由
損害保険金	次に掲げる事故によって保険の目的に損害が生じたとき (1)火災 ^{注1} (2)落雷 (3)破裂または爆発 (4)風災、ひょう災または雪災による20万円以上の損害 (5)借用住宅の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊 ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは第(4)号もしくは第3項水害保険金の事故による損害を除きます。 (6)給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ ただし、第(4)号もしくは第3項水害保険金の事故による損害を除きます。 (7)騒じょうおよびこれに類似の集団行動等に伴う暴力行為もしくは破壊行為 (8)盗難によって保険の目的について生じた盗取、き損または汚損 ただし、被保険者が盗難を知った後ただちに所轄の警察署あてに盗難被害の届出をしたことを条件とします。 (9)借用住宅に収容される通貨または預貯金証書の盗難。ただし、通貨の盗難による損害については次の①、預貯金証書の盗難による損害については次の①から③までに掲げる事実があったことを条件とします。 ①保険契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに所轄の警察署あてに盗難被害の届出をしたこと ②保険契約者または被保険者が、盗難を知った後ただちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと ③盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと
持ち出し家財保険金	被保険者または被保険者と生計を共にする同居の親族によって借用住宅から一時的に持ち出された保険の目的に、日本国内の他の建築物 ^{注2} 内において、前項第(1)号から第(8)号までの事故によって損害が生じたとき
水害保険金	水災によって保険の目的が損害を受け、その損害の状況が次の各号のいずれかに該当するとき (1)借用住宅が、保険の目的に再調達価額の30%以上（家財全体の再調達価額に対する損害を被った家財の再調達価額の割合）の損害が生じたとき (2)前号に該当しない場合において、借用住宅が、床上浸水を被った結果、保険の目的に再調達価額の15%以上30%未満（家財全体の再調達価額に対する損害を被った家財の再調達価額の割合）の損害が生じたとき (3)前第(1)号および第(2)号に該当しない場合において、借用住宅が床上浸水を被った結果、保険の目的に損害が生じたとき
臨時費用保険金	第1項第(1)号から第(7)号までの事故により損害保険金が支払われるとき
残存物取付け費用保険金	第1項第(1)号から第(7)号までの事故により損害保険金が支払われる場合において損害を受けた保険の目的の残存物の取付けに必要な費用を支出したとき
失火見舞費用保険金	第1項第(1)号または第(3)号の事故により損害保険金が支払われる場合において、次に掲げる第(1)号の事故によって第(2)号の損害が生じたとき (1)借用住宅から発生した火災、破裂または爆発。ただし、第三者 ^{注3} の所有物で被保険者以外の者が占有する部分 ^{注4} から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。 (2)第三者 ^{注3} の所有物 ^{注5} の滅失、き損または汚損。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。

注1：火災／地震を原因とした火災を除きます。

注2：他の建築物／アーケード、地下道等専ら通路に利用されるものを除きます。

注3：第三者／他人のためにする保険契約の場合の保険契約者を含み、被保険者と生計を共にする同居の親族を除きます。

注4：被保険者以外の者が占有する部分／区分所有建物の共用部分を含みます。

注5：第三者の所有物／動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する構内にあるものに限ります。

(保険金を支払わない場合)

第3条 会社は、次に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
(1)保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人^{注1}の故意もしくは重大な過失または法令違反
(2)被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人^{注1}の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
(3)保険契約者または被保険者が所有しまたは運転する車両またはその積載物の衝突または接触
(4)前条（保険金を支払う場合）第1項第(1)号から第(7)号および第3項の事故の際における保険の目的の紛失または盗難
(5)保険の目的が屋外にある間に生じた盗難
(6)持ち出し家財である自転車または原動機付自転車^{注2}の盗難
2. 会社は、次に掲げる事由のいずれかによって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。この場合の損害には、次に掲げる事由によって発生した前条（保険金を支払う場合）の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因のいかんを問わず前条（保険金を支払う場合）の事故が次に掲げる事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。
(1)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
(2)地震もしくは噴火またはこれらによる津波
(3)核燃料物質^{注3}もしくは核燃料物質によって汚染された物^{注4}の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

注1：法定代理人／業務執行者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

注2：原動機付自転車／総排気量が125cc以下のものをいいます。

注3：核燃料物質／使用済燃料を含みます。

注4：核燃料物質によって汚染された物／原子核分裂生成物を含みます。

(保険金の支払額)

第4条 会社は、この特別約款および普通約款に従い、第2条（保険金を支払う場合）の支払事由に該当した場合には、次に掲げる額を支払います。

	保険金の種類	支払額
第2条第1項	1.損害保険金	第(1)号から第(7号) ①保険金額を限度として、損害の額 ^{注1} を損害保険金として支払います。
		第(8)号 ②1回の事故につき保険の目的のすべてを合計して50万円を限度とし、その損害の額 ^{注1} を損害保険金として支払います。ただし、保険の目的のうち、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の時価額が30万円以下のものについては、1個または1組ごとに10万円を限度とします。 ③盗取された保険の目的を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、前②の損害の額 ^{注1} に含めます。ただし、その回収することができた保険の目的の再調達価額を限度とします。
		第(9)号 ④通貨の盗難の場合には1回の事故につき20万円を、預貯金証書の盗難の場合には1回の事故につき50万円を限度とし、その損害の額を損害保険金として支払います。
第2条第2項	2.持ち出し家財保険金	①1回の事故につき、100万円または保険金額の20%に相当する額のいずれか低い額を限度とし、その損害の額 ^{注1} を持ち出し家財保険金として支払います。 ②盗難によって損害が生じた場合において、盗取された持ち出し家財が回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、前①の損害の額 ^{注1} に含めます。ただし、その回収することができた保険の目的の再調達価額を限度とします。
		3.水害保険金
第2条第3項	第(1)号	次の算式によって算出した額を水害保険金として支払います。 損害の額×縮小割合(70%) ただし、損害の額が保険金額を超えるときは、算式の損害の額は保険金額とします。
	第(2)号	次の算式によって算出した額を水害保険金として支払います。 保険金額×支払割合(10%) ただし、保険の目的の再調達価額が保険金額を下回るときは、算式の保険金額は、保険の目的の再調達価額とし、1回の事故につき損害の額を限度とします。
	第(3)号	次の算式によって算出した額を水害保険金として支払います。 保険金額×支払割合(5%) ただし、保険の目的の再調達価額が保険金額を下回るときは、算式の保険金額は、保険の目的の再調達価額とし、1回の事故につき損害の額を限度とします。
第2条第4項	4.臨時費用保険金	損害保険金の30%に相当する額を臨時費用保険金として支払います。ただし、1回の事故につき100万円を限度とします。

	保険金の種類	支払額
第2条第5項	5.残存物取片付け費用保険金	損害保険金の10％に相当する額を限度とし、残存物取片付け費用の額を残存物取片付け費用保険金として支払います。
第2条第6項	6.失火見舞費用保険金	1回の事故につき、保険金額の20％に相当する額を限度とし、被災世帯の数に1被災世帯あたりの支払額として20万円を乗じて得た額を支払います。

注1：損害の額／損害の額は保険の目的の再調達価額によって定めます。ただし、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の時価額が30万円以下である場合は、時価額によって定めます。

(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

- 第5条 第2条（保険金を支払う場合）第1項の損害保険金、第2項の持ち出し家財保険金および第3項の水火保険金までの損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、会社が第2条（保険金を支払う場合）の保険金として支払う額は、別表1によります。
2. 第2条（保険金を支払う場合）第4項の臨時費用保険金、第5条の残存物取片付け費用保険金および第6項の失火見舞費用保険金までの費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、会社が費用保険金として支払う額は、別表2によります。

(保険契約の終了)

- 第6条 この特別約款の規定により支払われる損害保険金の額が1回の事故で保険金額に相当したときは、この特別約款が付帯された保険契約は損害発生時に終了します。
2. 前項の規定により保険契約が終了した場合には、会社は、保険料を返還しません。

(損害防止費用)

- 第7条 保険契約者または被保険者が、普通約款第18条（損害防止義務）の規定により、損害の防止または軽減のために必要または有益な費用を支出した場合において、第3条（保険金を支払わない場合）に掲げる事由に該当しないときは、会社は、次に掲げる費用に対して、各号で支出した費用の総額を、損害防止費用として支払います。

損害防止費用	(1)消火活動のために消費した消火薬剤等の再取得費用 (2)消火活動に使用したことにより損傷した物 ^{注1} の修理費用または再取得費用 (3)消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用 ^{注2}
--------	---

2. 前項の規定にかかわらず、前項の費用を支払うべき他の保険契約がある場合において、会社が損害防止費用として支払う額は、別表3によります。

注1：損傷した物／消火活動に従事した者の着用物を含みます。

注2：人員または器材にかかわる費用／人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。

別表1 他の保険契約がある場合の保険金の支払額

(1)他の保険契約がある場合の損害保険金・持ち出し家財保険金・水火保険金の額

支払責任額の合計額	他の保険契約の支払基準	保険金の額
それぞれの保険契約につき、他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が次表(2)の事故の種類ごとの支払限度額を超えない場合	—	この保険契約の支払責任額
それぞれの保険契約につき、他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が次表(2)の事故の種類ごとの支払限度額を超える場合	①再調達価額を基準として算出した損害の額を支払う旨の約定がある保険契約のみ	次表(2)の支払限度額 × $\frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}}$ = 保険金の額
	②再調達価額を基準として算出した損害の額を支払う旨の約定がない保険契約のみ	次表(2)の支払限度額 − $\left[\begin{array}{l} \text{再調達価額を基準として算出した額を支払う旨の約定がない他の保険契約によって支払われるべき保険金の額} \end{array} \right]$ = 保険金の額
	ただし、他の保険契約がないものとして算出した支払責任額を限度とします。	
	③①および②の保険契約が同時に契約されている場合	次表(2)の支払限度額 − $\left[\begin{array}{l} \text{再調達価額を基準として算出した額を支払う旨の約定がない他の保険契約によって支払われるべき保険金の額} \end{array} \right] \times \frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{再調達価額を基準として算出した額を支払う旨の約定があるそれぞれの保険契約によって支払われるべき保険金の額}} = \text{保険金の額}$
	ただし、他の保険契約がないものとして算出した支払責任額を限度とします。	

(残存物および盗難品の帰属)

- 第8条 会社が第2条（保険金を支払う場合）第1項第(1)号から第(8)号、第2項または第3項の規定により保険金を支払ったときでも、保険の目的の残存物の所有権は、会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、会社に移転しません。
2. 盗取された保険の目的について、会社が第2条（保険金を支払う場合）第1項第(8)号または第2項の規定により保険金を支払う前にその保険の目的が回収されたときは、第4条（保険金の支払額）第1項③または第2項②の費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。
3. 盗取された保険の目的について、会社が第2条（保険金を支払う場合）第1項第(8)号または第2項の規定により保険金を支払ったときは、その保険の目的の所有権は、保険金の再調達価額に対する割合によって、会社に移転します。
4. 前項の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた損害保険金または持ち出し家財保険金に相当する額〔第4条（保険金の支払額）第1項③または第2項②の費用に対する損害保険金または持ち出し家財保険金に相当する額を差し引いた残額とします。〕を会社に支払ってその保険の目的の所有権を取得することができます。

(保険金の合計支払限度額)

- 第9条 この保険契約に付帯された各特別約款の規定により会社の支払うべき保険金の総額が1回の事故につき1,000万円を超えるときは、会社は、各特別約款の規定にかかわらず1回の事故につき合計して1,000万円を限度として保険金を支払うものとします。

(代位)

- 第10条 会社は、第2条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払ったときは、その支払った保険金の額を限度として、かつ、被保険者の権利を害さない範囲内で、被保険者がその損害につき第三者^{注1}に対して有する権利を代位取得します。
2. 保険契約者および被保険者は、会社が取得する前項の権利の保全および行使ならびにそのために会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。

注1：第三者／他人のためにする保険契約の場合の保険契約者を含みます。

(共済契約の取扱)

- 第11条 第5条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）の規定の適用にあたっては、共済契約を保険契約とみなします。

(この特別約款が付帯された保険契約との関係)

- 第12条 この特別約款が付帯された保険契約が無効のときは、この保険契約もまた無効とします。
2. この特別約款が付帯された保険契約が保険期間の途中で終了したときは、この保険契約も同時に終了するものとします。

(準用規定)

- 第13条 この特別約款に定めのない事項については、この特別約款の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

(2)他の保険契約がある場合の損害保険金・持ち出し家財保険金・水火保険金の支払限度額

支払事由	他の保険契約がある場合の支払限度額
第2条（保険金を支払う場合）第1項 (1)火災 (2)落雷 (3)破裂または爆発 (4)風災、ひょう災または雪災による20万円以上の損害 (5)借用住宅の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは第(4)号もしくはは水火保険金の事故による損害を除きます。 (6)給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。ただし、第(4)号もしくはは水火保険金の事故による損害を除きます。 (7)騒じょうおよびこれに類似の集団行動等に伴う暴力行為もしくは破壊行為	1回の事故につき他の保険契約で支払われる保険金の額と合算して、保険の目的の再調達価額によって定めた損害の額（以下本表において「損害の額」といいます。）を限度とします。
(8)盗難によって保険の目的について生じた盗取、き損または汚損	1回の事故につき他の保険契約で支払われる保険金の額と合算して、50万円（注1）または損害の額のいずれか低い額を限度とします。
(9)借用住宅に収容される通貨または預貯金証書の盗難	①通貨の場合 1回の事故につき他の保険契約で支払われる保険金の額と合算して、20万円（注1）または損害の額のいずれか低い額を限度とします。 ②預貯金証書の場合 1回の事故につき他の保険契約で支払われる保険金の額と合算して、50万円（注1）または損害の額のいずれか低い額を限度とします。
第2条（保険金を支払う場合）第2項 被保険者または被保険者と生計を共にする同居の親族によって借用住宅から一時的に持ち出された保険の目的に、日本国内の他の建築物内において、前項第(1)号から第(8)号までの事故によって損害が生じたとき	1回の事故につき他の保険契約で支払われる保険金の額と合算して、100万円（注1）または損害の額のいずれか低い額を限度とます。
第2条（保険金を支払う場合）第3項 水災によって保険の目的が損害を受け、その損害の状況が次の各号のいずれかに該当するとき (1)借用住宅が、保険の目的に再調達価額の30％以上（家財全体の再調達価額に対する損害を被った家財の再調達価額の割合）の損害が生じたとき (2)前号に該当しない場合において、借用住宅が、床上浸水を被った結果、保険の目的に再調達価額の15％以上30％未満（家財全体の再調達価額に対する損害を被った家財の再調達価額の割合）の損害が生じたとき (3)前第(1)号および第(2)号に該当しない場合において、借用住宅が床上浸水を被った結果、保険の目的に損害が生じたとき	①1回の事故につき他の保険契約で支払われる保険金の額と合算して、損害の額の70％（他の保険契約において、縮小割合がこれをこえるものがあるときは、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。）の額を限度とします。 ②1回の事故につき他の保険契約で支払われる保険金の額と合算して、保険金額の10％（注2）または損害の額のいずれか低い額を限度とします。 ③1回の事故につき他の保険契約で支払われる保険金の額と合算して、保険金額の5％（注2）または損害の額のいずれか低い額を限度とします。

(注1)他の保険契約において、支払限度額がこれを超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額とします。

(注2)他の保険契約において、支払割合がこれを超えるものがあるときは、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。

別表2 他の保険契約がある場合の費用保険金の支払額

(1)他の保険契約がある場合の費用保険金の額

支払責任額の合計額	保険金の額
それぞれの保険契約につき、他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が下表(2)の保険金の種類ごとの支払限度額を超えない場合	この保険契約の支払責任額
それぞれの保険契約につき、他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が下表(2)の保険金の種類ごとの支払限度額を超える場合	この保険契約の支払責任額 それぞれの保険契約の支払責任額の合計額 = 第2条第4項から第6項の費用保険金の額 ただし、他の保険契約がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

(2)他の保険契約がある場合の費用保険金の支払限度額

保険金の種類	他の保険契約がある場合の支払限度額
第2条（保険金を支払う場合）第4項 臨時費用保険金	1回の事故につき他の保険契約で支払われる当該費用保険金の額と合算して、100万円（注1）を限度とします。
第2条（保険金を支払う場合）第5項 残存物取片付け費用保険金	1回の事故につき他の保険契約で支払われる当該費用保険金の額と合算して、損害を受けた保険の目的の残存物の取片付けに必要な費用の額を限度とします。
第2条（保険金を支払う場合）第6項 失火見舞費用保険金	1回の事故につき他の保険契約で支払われる当該費用保険金の額と合算して、1回の事故につき、20万円（注1）に被災世帯の数を乗じた額を限度とします。

(注1)他の保険契約において、支払限度額がこれを超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額とします。

別表3 他の保険契約がある場合の損害防止費用の支払額

(1)他の保険契約がある場合の損害防止費用の支払額

支払責任額の合計額	支払額
それぞれの保険契約につき、他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が下表(2)の損害防止費用の支払限度額を超えない場合	この保険契約の損害防止費用の支払額
それぞれの保険契約につき、他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が下表(2)の損害防止費用の支払限度額を超える場合	この保険契約の損害防止費用の支払責任額 それぞれの保険契約の損害防止費用の支払額の合計額 = 第6条の損害防止費用の額 ただし、他の保険契約がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

(2)他の保険契約がある場合の損害防止費用の支払限度額

保険金の種類	他の保険契約がある場合の支払限度額
第6条（損害防止費用）	1回の事故につき他の保険契約で支払われる当該費用の額と合算して、損害の防止または軽減に要した費用の額を限度とします。

修理費用 特別約款	
(保険金を支払う場合) 第1条 会社は、次に掲げる事故（以下「事故」といいます。）によって、借用住宅に損害が生じた場合において、被保険者がその貸主 ^{注1} との契約に基づき、自己の費用で現実これを修理したときは、その借用住宅を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用（以下「修理費用」といいます。）に対して、この特別約款および普通約款に従い、保険金を支払います。ただし、火災、破裂または爆発もしくは給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れによる損害に対し、被保険者が借用住宅の貸主 ^{注1} に対して、法律上の損害賠償責任を負担する場合を除きます。	
保険金の種類	事故の種類
1.修理費用保険金	(1)火災 ^{注2} (2)落雷 (3)破裂または爆発 (4)風災、ひょう災または雪災 (5)建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊 ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、水災、土砂崩れもしくは第(4)号の事故による損害を除きます。 (6)給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する借用住宅で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ ただし、水災または第(4)号による損害を除きます。 (7)騒じょうおよびこれに類似の集団行動に伴う暴力行為もしくは破壊行為 (8)盗難

- 保険金の支払対象となる修理費用の範囲は、借用住宅に実際に修理した費用のうち、次の各号に掲げるもの以外の修理費用とします。
(1)壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部
(2)玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、かき、給水塔等の借用住宅居住者の共同の利用に供せられるもの

注1：貸主／転貸人を含みます。
注2：火災／地震を原因とした火災を除きます。

- (保険金を支払わない場合)
- 第2条 会社は、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
-
- (1)保険契約者、被保険者または借用住宅の貸主
- ^{注1}
- またはこれらの者の法定代理人
- ^{注2}
- の故意もしくは重大な過失または法令違反
-
- (2)被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合には、その者またはその者の法定代理人
- ^{注3}
- の故意もしくは重大な過失または法令違反。
-
- ただし他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。
-
- (3)保険契約者、被保険者、借用住宅の貸主
- ^{注1}
- が所有しまたは運転する車両またはその積載物の衝突または接触
- 会社は、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
この場合の損害には、次に掲げる事由によって発生した前条（保険金を支払う場合）の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因のいかなを問わず前条（保険金を支払う場合）の事故が次に掲げる事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。
(1)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
(2)地震もしくは噴火またはこれらによる津波
(3)核燃料物質^{注4}もしくは核燃料物質^{注4}によって汚染された物質^{注5}の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故
- 注1：貸主／転貸人を含みます。
注2：これらの者の法定代理人／これらの者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を遂行するその他の機関を含みます。
注3：その者の法定代理人／その者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を遂行するその他の機関を含みます。
注4：核燃料物質／使用済燃料を含みます。
注5：核燃料物質によって汚染された物／原子核分裂生成物を含みます。

- (保険金の支払額)
- 第3条 会社が第1条（保険金を支払う場合）の保険金として支払うべき保険金の額は、修理費用の額が、1回の事故につき保険証券記載の免責金額を超過する場合に限り、その超過額とします。ただし、保険金額を限度とします。

- (他の保険契約がある場合の保険金の支払額)
- 第4条 この特別約款によって支払われる第1条（保険金を支払う場合）の損害に対して、保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、会社は、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。
- | | |
|--|---|
| それぞれの保険契約の支払
限度額の合計額または損害
の額のいづれか低い額 | $\frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{支払責任額の合計額}} = \text{保険金の支払額}$ |
|--|---|
- それぞれの保険契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額を損害の額とします。

- (保険金の合計支払限度額)
- 第5条 この保険契約に付帯された各特別約款の規定により会社の支払うべき保険金の総額が1回の事故につき1,000万円を超えるときは、各特別約款の規定にかかわらず、会社は1回の事故につき合計して1,000万円を限度として保険金を支払うものとします。
- (代位)
- 第6条 会社は、第1条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払ったときは、その支払った保険金の額を限度として、かつ、被保険者の権利を害さない範囲内で、被保険者がその損害につき第三者
- ^{注1}
- に対して有する権利を代位取得します。
- 保険契約者および被保険者は、会社が取得する前項の権利の保全および行使ならびにそのために会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。
- 注1：第三者／他人のためにする保険契約の場合の保険契約者を含みます。
- (共済契約の取扱)
- 第7条 第4条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）の規定の適用にあたっては、共済契約を保険契約とみなします。

- (この特別約款が付帯された保険契約との関係)
- 第8条 この特別約款が付帯された保険契約が無効のときは、この保険契約もまた無効とします。
- この特別約款が付帯された保険契約が保険期間の途中で終了したときは、この保険契約も同時に終了するものとします。

- (準用規定)
- 第9条 この特別約款に定めのない事項については、この特別約款に反しないかぎり、この特別約款を付帯した普通約款の規定を準用します。

借家人賠償責任 特別約款	
(保険金を支払う場合) 第1条 会社は、借用住宅が被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次の各号に掲げる事故（以下「事故」といいます。）により損壊した場合において、被保険者が借用住宅の貸主 ^{注1} に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときは、この特別約款および普通約款に従い、保険金を支払います。	
保険金の種類	事故の種類
借家人賠償責任保険金	(1)火災 ^{注2} (2)破裂または爆発 (3)給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ

- 会社が支払う保険金の範囲は、次の各号に掲げるものに限ります。
(1)被保険者が借用住宅の貸主^{注1}に支払うべき損害賠償金。この場合、この損害賠償金については、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得する物があるときは、その価額をこれから差し引くものとします。
(2)損害賠償責任の解決について、被保険者が会社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用^{注3}
(3)損害賠償責任の解決について、被保険者が会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
(4)第5条（損害賠償責任解決の特則）の規定により、被保険者が会社の要求に従い、協力するために直接要した費用
(5)被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第4条（事故の発生）第1項第(2)号または第10条（代位）第2項の規定により、その権利の保全または行使に必要な手続をとるために要した必要または有益な費用

注1：貸主／転貸人を含みます。
注2：火災／地震を原因とした火災を除きます。
注3：費用／弁護士報酬を含みます。

- (保険金を支払わない場合)
- 第2条 会社は、借用住宅が次の各号に掲げる事由によって損壊した場合において、被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。
-
- (1)保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人
- ^{注1}
- の故意
-
- (2)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
-
- (3)地震もしくは噴火またはこれらによる津波
-
- (4)核燃料物質
- ^{注2}
- もしくは核燃料物質によって汚染された物質
- ^{注3}
- の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
-
- (5)借用住宅の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った作業による場合については、この限りではありません。
- 会社は、被保険者が次の各号に掲げる損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
(1)被保険者と借用住宅の貸主^{注4}との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
(2)被保険者の心神喪失または指図に起因する損害賠償責任
(3)被保険者が借用住宅を貸主^{注4}に引き渡した後に発見した借用住宅の損壊に起因する損害賠償責任
- 注1：法定代理人／保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
注2：核燃料物質／使用済燃料を含みます。
注3：核燃料物質によって汚染された物／原子核分裂生成物を含みます。
注4：貸主／転貸人を含みます。

- (保険金の支払額)
- 第3条 会社は、この特別約款および普通約款に従い、第1条（保険金を支払う場合）の保険金として、次に掲げる額を支払います。
- | 保険金の種類 | 支払額 |
|------------|--|
| 借家人賠償責任保険金 | 会社が、1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の各号の金額の合計額とします。ただし、保険金額を限度とします。
(1)第1条（保険金を支払う場合）第2項第(1)号に規定する損害賠償金の額が保険証券記載の免責金額を超過する場合には、その超過した額
(2)第1条（保険金を支払う場合）第2項第(2)号から第(5)号までに規定する費用についてはその全額 |

- (事故の発生)
- 第4条 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知ったときは、次の各号に掲げる事項を行わなければなりません。
-
- (1)事故発生の日時、場所、借用住宅の貸主
- ^{注1}
- の住所・氏名、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者があるときはその住所・氏名を、また、損害賠償の請求を受けたときはその内容を、遅滞なく、書面をもって会社に通知すること
-
- (2)他人から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとること
-
- (3)損害を防止または軽減するために必要な措置を講ずること
-
- (4)損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ会社の承認を得ること。ただし、応急手当、護送、その他緊急措置については、この限りではありません。
-
- (5)損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとするとき、または提起されたときは、ただちに書面をもって会社に通知すること

- 保険契約者または被保険者が、正当な理由がないのに前項各号の義務に違反したときは、会社は、第(1)号および第(5)号の場合には保険金を支払いません。
また、第(2)号および第(3)号の場合には防止または軽減することができたと認められる額を、第(4)号の場合には会社が損害賠償責任がないと認めた額を、それぞれ差し引いて、保険金の額を決定します。

注1：貸主／転貸人を含みます。

- (損害賠償責任解決の特則)
- 第5条 会社は、必要と認めたときは、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、会社の求めに応じ、その遂行について会社に協力しなければなりません。
- 被保険者が、正当な理由がないのに前項の協力に応じないときは、会社は、保険金を支払いません。

- (保険金の請求)
- 第6条 会社に対する保険金の請求は、損害賠償金の額が確定したときからこれを行うことができます。
- 被保険者が保険金の支払を請求するときは、損害賠償金の額が確定した時から30日以内に、保険金請求書および損害賠償金の額または費用を証明する書類その他会社が必要と認める書類を、会社に提出しなければなりません。
 - 被保険者が、正当な理由がないのに前項の規定に違反したときまたは提出書類につき知っている事実を表示せずもしくは不実の表示をしたとき^{注1}は、会社は、保険金を支払いません。
- 注1：不実の表示をしたとき／改ざんを含みます。

- (他の保険契約がある場合の保険金の支払額)
- 第7条 この特別約款によって支払われる損害に対して、保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、会社は、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。

この保険契約の支払責任額	
損害の額 ×	$\frac{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}}{\text{支払責任額の合計額}} = \text{保険金の支払額}$

- (損害防止費用)
- 第8条 保険契約者または被保険者が、普通約款第18条（損害防止義務）の規定により、損害の防止または軽減のために必要または有益な費用を支出した場合において、第2条（保険金を支払わない場合）に掲げる事由に該当しないときは、会社は、次の各号に掲げる費用に対して、損害防止費用を支払います。ただし、この保険契約に付帯された他の特別約款の規定により支払われる部分がある場合は、その額については重複しては支払いません。
-
- (1)被保険者が第4条（事故の発生）第1項第(3)号の手段を講ずるために支出した必要または有益と認められる費用
-
- (2)損害を防止または軽減するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、支出につきあらかじめ会社の書面による同意を得た費用および被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用

- (保険金の合計支払限度額)
- 第9条 この保険契約に付帯された各特別約款の規定により会社の支払うべき保険金の総額が1回の事故につき1,000万円を超えるときは、各特別約款の規定にかかわらず、会社は1回の事故につき合計して1,000万円を限度として保険金を支払うものとします。

- (代位)
- 第10条 会社は、第1条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払ったときは、その支払った保険金の額を限度として、かつ、被保険者の権利を害さない範囲内で、被保険者がその損害につき第三者
- ^{注1}
- に対して有する権利を代位取得します。
- 保険契約者および被保険者は、会社が取得する前項の権利の保全および行使ならびにそのために会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。
- 注1：第三者／他人のためにする保険契約の場合の保険契約者を含みます。

- (共済契約の取扱)
- 第11条 第7条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）の規定の適用にあたっては、共済契約を保険契約とみなします。

- (この特別約款が付帯された保険契約との関係)
- 第12条 この特別約款が付帯された保険契約が無効のときは、この保険契約もまた無効とします。
- この特別約款が付帯された保険契約が保険期間の途中で終了したときは、この保険契約も同時に終了するものとします。

- (準用規定)
- 第13条 この特別約款に定めのない事項については、この特別約款の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

個人賠償責任 特別約款	
(保険金を支払う場合) 第1条 会社は、第2条（被保険者およびその範囲）に定める被保険者が日本国内において発生した次の各号に掲げる偶然な事故により、他人 ^{注1} の身体の障害 ^{注2} または財物の損壊に対して、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときは、この特別約款および普通約款に従い、保険金を支払います。	
保険金の種類	事故の種類
個人賠償責任保険金	(1)本人 ^{注3} の居住の用に供される借用住宅 ^{注4} の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 (2)第2条（被保険者およびその範囲）に定める被保険者の日常生活 ^{注5} に起因する偶然な事故

- 会社が支払う保険金の範囲は、次の各号に掲げるものに限ります。
(1)被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金。この場合、この損害賠償金については、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得する物があるときは、その価額をこれから差し引くものとします。

- 損害賠償責任の解決について、被保険者が会社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用^{注6}
- 損害賠償責任の解決について、被保険者が会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
- 第6条（損害賠償責任解決の特則）の規定により、被保険者が会社の要求に従い、協力するために直接要した費用
- 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第5条（事故の発生）第1項第(2)号または第11条（代位）第2項の規定により、その権利の保全または行使に必要な手続をとるために要した必要または有益な費用

注1：他人／この特別約款においては、第2条（被保険者およびその範囲）に定める被保険者以外の者をいいます。
注2：身体の障害／この特別約款においては、傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
注3：本人／この特別約款においては、保険証券の被保険者欄に記載の者をいいます。
注4：借用住宅／敷地内の不動産および不動産を含みます。
注5：日常生活／借用住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。
注6：費用／弁護士報酬を含みます。

- (被保険者およびその範囲)
- 第2条 この特別約款における被保険者は、本人
- ^{注1}
- のほか本人
- ^{注1}
- と生計を共にする同居の親族をいいます。ただし、責任無能力者
- ^{注2}
- は含まないものとします。
- 前項の本人^{注1}と本人^{注1}以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生のおけるものをいいます。
 - 第1項の本人^{注1}として指定された者について死亡その他の事由が生じた場合においても、会社は、保険契約者または被保険者がその事由に基づく本人^{注1}の変更を会社に申し出て、会社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。
- 注1：本人／この特別約款においては、保険証券の被保険者欄に記載の者をいいます。
注2：責任無能力者／この特別約款においては、自己の行為の責任を弁識するに足る知識を備えていない者および心神喪失者などで不法行為による損害賠償責任を負わない者をいいます。

- (保険金を支払わない場合)
- 第3条 会社は、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
-
- (1)保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人
- ^{注1}
- の故意
-
- (2)戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
-
- (3)地震もしくは噴火またはこれらによる津波
-
- (4)核燃料物質
- ^{注2}
- もしくは核燃料物質によって汚染された物質
- ^{注3}
- の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
- 会社は、被保険者が次の各号に掲げる損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
(1)被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
(2)専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産^{注4}の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
(3)被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
(4)被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。
(5)被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
(6)被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
(7)被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
(8)被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
(9)航空機、船舶・車両^{注5}または銃器^{注6}の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

注1：法定代理人／保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
注2：核燃料物質／使用済燃料を含みます。
注3：核燃料物質によって汚染された物／原子核分裂生成物を含みます。
注4：不動産／住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。
注5：船舶・車両／原動力が専ら人力であるものを除きます。
注6：銃器／空気銃を除きます。

- (保険金の支払額)
- 第4条 会社は、この特別約款および普通約款に従い、第1条（保険金を支払う場合）の保険金として、次に掲げる額を支払います。

保険金の種類	支払額
個人賠償責任保険金	会社が、1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の各号の金額の合計額とします。ただし、保険金額を限度とします。 ①第1条（保険金を支払う場合）第2項第(1)号に規定する損害賠償金の額が保険証券記載の免責金額を超過する場合には、その超過した額 ②第1条（保険金を支払う場合）第2項第(2)号から第(5)号までに規定する費用についてはその全額

- (事故の発生)
- 第5条 保険契約者または被保険者は、第1条（保険金を支払う場合）の事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知ったときは、次の各号に掲げる事項を行わなければなりません。
-
- (1)事故発生の日時、場所、被害者の住所・氏名、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者があるときはその住所・氏名を、また損害賠償の請求を受けたときはその内容を、遅滞なく、書面をもって会社に通知すること
-
- (2)他人から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとること
-
- (3)損害を防止または軽減するために必要な措置を講ずること
-
- (4)損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ会社の承認を得ること。ただし、応急手当、護送、その他の緊急措置については、この限りではありません。
-
- (5)損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとするとき、または提起されたときは、ただちに書面をもって会社に通知すること